# 置賜消費生活センターニュース 10月号

平成30年10月1日 置賜総合支庁総務課(置賜消費生活センター)発行

## 思いがけない高額請求 チラシを見て頼んだ廃品回収

事例1 他県に住む親がチラシを見て、廃品回収を事業者に依頼した。チラシには「廃品回収代金が8万円」と書かれていたが、実際には47万円請求され、支払ってしまった。(80歳代 男性)

事例2 不用品の処分をしてもらおうと、投げ込みチラシの事業者に電話をすると「費用は3万円くらい」と言われたが、来訪すると30万円を提示された。高いとは思ったが、仕方なく支払った。(60歳代 女性)



## \*~\*\* DEZEPINTZ >\*

- ●投げ込みチラシ等を見て事業者に廃品回収を依頼する場合、 チラシに掲載されている金額で契約出来るとは限りません。 事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金だけでなく 作業内容も比較検討しましょう。
- ●作業終了後に突然高額な金額を請求されるケースもあります。契約時や作業開始前に追加料金がないか確認しましょう。
- ●作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。
- ●不審に思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等に ご相談ください。(消費者ホットライン 188)。



平成30年8月下旬、長井市内の 男性宅に「うそ電話詐欺」と思われる 不審電話がありました。厚生労働省

の職員を名乗る男から名前、家族構成、健康 状態などについて質問があり、不審に思って 名前を尋ねたところ、男は一方的に電話を 切っています。最近では、NHK、県職員を かたる不審電話が相次いでおり、今後、金銭 を要求する「うそ電話詐欺」につながる可能 性があります。このような電話があった際は、 すぐに警察に相談してください。



### 👛 古くなった灯油は使わないようにしましょう 🥟



- ●灯油は保管方法を誤ると日光や熱による変質、水や異種の油などの 混入により「不良灯油」になることがあります。
- ●不良灯油を石油暖房機器に使用すると、少量でも異常燃焼や機器の 故障につながり危険です。
- ●保管するときは、灯油専用容器に入れ、日光や雨の当たらない場所 に置きましょう。
- ●シーズン中に使い切れなかった場合や、長期保管し変質の可能性が ある灯油は決して使用せず、購入した石油販売店に相談するなどし て安全に廃棄しましょう。

#### 10月・11月の消費生活法律相談

10月11日(木) 13:30~15:30

11月 8日(木) 13:30~15:30

\*弁護士が無料でアドバイス(30分)

\* 電話で事前予約をお願いします

### 置賜消費生活センター

**T992-0012** 

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話:0238(24)0999

FAX: 0238(26)6072